上高地の森林と杣人の歴史 & 木材需給の新動向と 林業による地域再生

平成29年3月18日 ノースジャパン素材流通協同組合 理事長 鈴木 信哉

目 次

第1部 上高地の森林と杣人の歴史

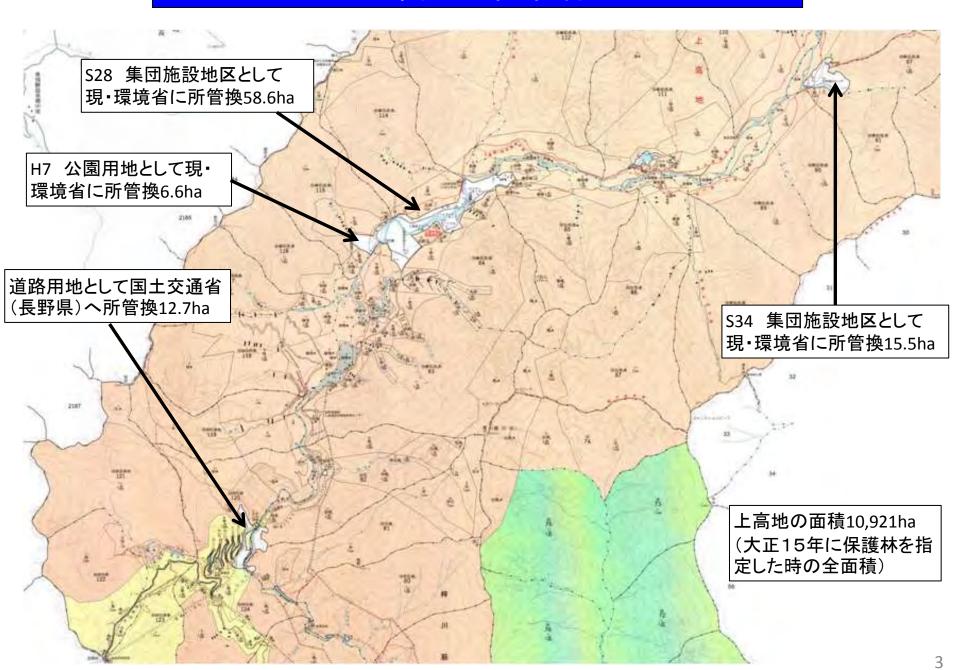
- 1. 上高地の杣人の歴史
- (1) 上高地の国有林
- (2)上高地の保護林
- (3) 上高地の木材伐採の歴史
- (4) 上高地の土場風景
- (5) 現在の上高地の森林
- (6) 上高地の国有林の管理
- 2. 上高地の国有林の今後の取組み
- (1)地すべり対策
- (2) 化粧ヤナギの保護
- (3) 二ホンジカ対策
- (4)植生の復元

第2部 木材需給の新動向と林業による地域再生

- 1. 日本林業の過去と現在
- (1)日本人は木を使っているか
- (2)戦前の日本林業
- (3) 戦後の日本林業
- (4) 住宅需要の限界
- (5) 非住宅分野へ
- (6) 需要の転機
- (7) 新たな動き

- (8) 再生への道筋
- 2. 地域再生と林業の事例
- (1) 林業労働力を増やす
 - ①緑の雇用と起業
 - ②林業大学校の役割
- (2)地域の木材産業の活性化
 - ①住田町の事例
 - ②合板工場新設と雇用(加子母)
 - ③日南町木材団地
 - ④石巻港湾団地の復興
- (3) 非住宅への利用
 - ①公共建築物等木材利用法
 - ②観光交流施設
 - ③都市からの木材利用
 - ④ウッドスタート事業
- (4) 地方資源の活用
 - ①薪エネルギー
 - ②山菜ビジネス
 - ③桶樽の活用
 - ④工事仮囲い
- (5) 最後に
 - ①すぐそばにある巨大産業
 - ②地方市町村の木材利用推進の意味とは
 - ③ちょっとした工夫

上高地の国有林



上高地と国有林の保護林

保護林とは?

- ○「保護林」は、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝 資源の保存、施業及び管理技術の発展等に資することを目的として、区域を定め、 禁伐等の管理経営を行うことにより、保護を図っている国有林野のこと。
- 〇 国有林野事業では、学術の研究、貴重な動植物の保護、風致の維持等を目的とする国有林野独自の制度として、自然公園法の前身である国立公園法(昭和6年)や、文化財保護法の前身である史跡名勝天然記念物法(大正8年)の制定に先駆け、大正4年に保護林制度を発足させて以来、保護林の適切な保全・管理を実施。

保護林制度創設当時の主な保護林

- 〇上高地保護林(大正5年)(長野県) 〇七座山保護林(大正4年)(秋田県)
- 〇白髪山保護林(大正4年)(高知県) 〇霧島保護林 (大正4年)(宮崎県)

森林法目的

森林法は明治40年の制定当初から、水源の涵養、土砂の崩壊・流出の防止、雪崩や落石の防止、飛砂や 潮害の防止、魚付き林の保全、公衆の衛生、名勝・風致の保全等を目的とした保安林制度など、森林・山地 がもたらす各種の機能の発揮を企図

自然公園法目的

国立公園については、昭和6年の「国立公園ノ選定二関する方針」において、「我ガ国ノ風景ヲ代表スルニ足ル自然ノ大風景地タルコト即チ国民的興味ヲ繋ギ得テ探勝者ニ対シテハ日常体験シ難キ感激ヲ与フルガ如キ傑出シタル大風景ニシテ外ニ対シテモ誇示スルニ足リ世界ノ観光客ヲ誘致スルノ魅力ヲ有スルモノタルコト」とあるように、風景地の保護・保全を企図。

保護林の目的

永く原生状態を保存して一つは国土上の保安を計り一つは高山植物の保護学術又は森林施業上の考証に資する為とす

(表紙)

台

松本営林署」

大正15年における

保護林の設定エリア

長野県南安曇郡安曇村字上高地四四六八番国有林

設定ケ所(上高地保護林)

(安曇事業区童百十八林班

植物ノ保護学術又ハ森林施業上ノ考証ニ資スル為ト 氷ク原生状態ヲ保存シテ一ツハ国土上ノ保安ヲ計リ 但大正十四年度施業検定ニ依

> 長野県史 近代資料編より抜粋

凡

【中部山岳】

Я								
7K)	保水源 瀬養林	郷 土環境保全地域	帯	保 護 樹 帯	. t 林 <u>1</u>	計葉樹 樹種・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
±	土砂流出防備林	風, 風 致 地 区	遊	遊々の森	. 1			
崩	土砂崩壊防備林	母 特別母樹・特別母樹林	E	巨 樹 · 巨 木	. <u>t</u>			
健	ー _安	分造 分収造林契約に基づく分収林	機	山地災害タイプ	. 60 20	. 60 20 林 混交林 歩合(N又はL)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
(t _s)	なだれ防止林	分育 分収育林契約に基づく分収林	能	水源瀬養タイプ	. 8	30 天 針葉樹 林齢80年		
Ŧ	* 干 害 防 備 林	放 牧 共 用 林 野		自然維持タイプ	種 - 5	50 広葉樹 林齢・・・・・・・・・・・50年		
₹ <u></u>	砂防指定地	生 森林生態系保護地域保存地区	類	森林空間利用タイプ	· 40	然 杯 ''-'		
<u>\$\psi\epsilon\$</u>	国 特 別 保 護 地 区	生」森林生態系保護地域保全利用地区	型	快適環境形成タイプ	120	· 65 120 本 混交林 歩合(N又はL)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
<u></u>	第 1 種 特 別 地 域	遺』 護 林木遺伝資源保存林	附自道带	林 道 敷	単未	ト 単層林(主伐実行後で更新未了林分)		
<u> </u>	第 2 種 特 別 地 域	植物群落保護林	地	レクリエーションの森施設敷	等天未	天 然 生 林 (主 伐 実 行 後 で 更 新 未 了 林 分)		
<u></u>	第 3 種 特 別 地 域	地 林 特 定 地 理 等 保 護 林	貨地貨	全ての貸地	代ス	人 ス ギ		
並	選 普 通 地 域	□ 緑 の 回 廊	雑岩	岩 石 地	Ł	L / +		
定	国 第 1 種 特 別 地 域	数 」 自然観察教育林	崩	崩 壊 地	表サ	_		
定2	第 2 種 特 別 地 域	野り野外スポーツ地域	荒	荒 廃 地	ア 樹			
定3	園 第 3 種 特 別 地 域	景 」 風 景 林	湿	湿 地	b h	カラマッ		
(<u>2</u>)	^県 第 1 種 特 別 地 域	アプログロ 風 致 探 勝 林	草	草 生 地	種 N	森 その他 針葉 樹		
(<u>2</u>)	第2種特別地域	レ 森 その他レクリエーションの森	盲	高 山 帯	施 12	小面積分散伐区		
(Z) ₃	第 3 種 特 別 地 域	精 英 樹 保 護 林	池(沼)	池 沼	21	人 長 伐 期		
史,	特別史跡名勝天然記念物	遺 遺 伝 子 保 存 林	地 雑	その他雑地	47	人 工 林 複 層 伐		
東	史跡名勝天然記念物	試 試 験 地			業 56	人工林択伐複層型		
(A)	鳥獣保護区特別保護地区	検 検 定 林			61	天然林漸伐複層型		
鳥	鳥獣保護区普通地区	指 施 業 指 標 林			71	天然林択伐複層型		
			_		群 96) そ の 他		

- 注1) 林班番号上の各種記号は、その林班全域に亘る。但し各種記号の・は一部に異なった記号のあることを表す。
- 注2) 林齢は、平成22年3月31日時点の数値である。
- 注3) 現地林齢は表示の林齢に計画樹立年度からの経過年数に1を加えて求める。

上高地における木材伐採の歴史

- 上高地の木材伐採は江戸時代に松本藩により行われてきた。
- 木材の輸送は、梓川を流送し、主に江戸へ運ばれた。



榑木川岸(かつての梓川本流に 立っている堀米土場後の標柱



明治末期の土場の風景

〇 川流しにした木材は、薪と榑木(屋根葺きの材料)として手頃に割ったものが主。



大正時代の薪の流送

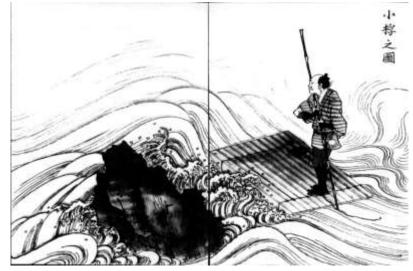
〇 最盛期の杣夫の数は300人ほどと言われている。



イワナを釣る上條嘉門次氏



木曽式伐木運材図会 の小桴之図



官材画譜の小桴之図

大正期の土場の風景

○ 大正期の梓川沿いの土場では、写真のように木材が搬送されていた。



大野田土場の遠景



流送された薪材の引き上げのための装置(近景)

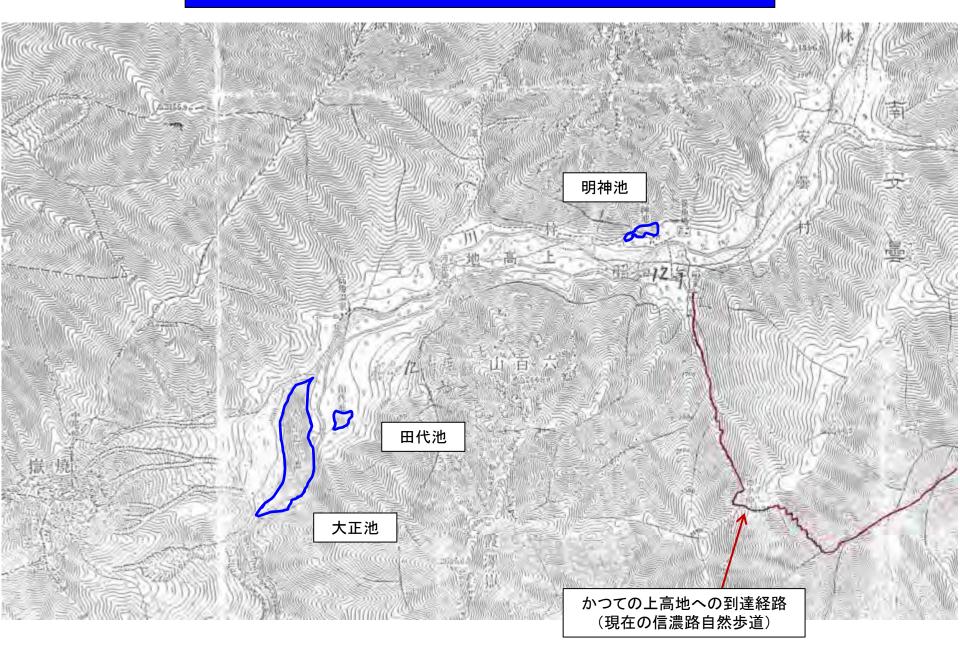


薪材の仮積み



流送された薪材の引き上げのための装置(遠景)

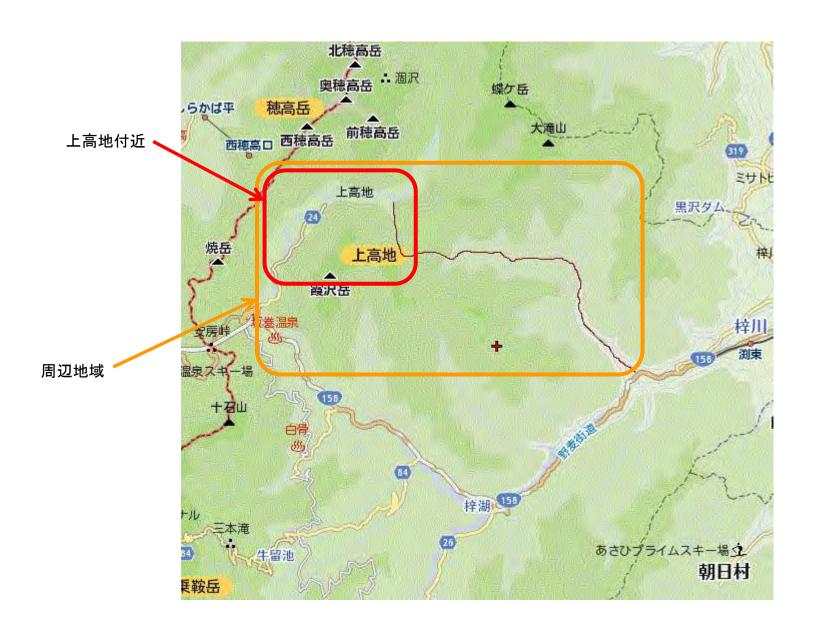
昭和8年当時の上高地周辺の状況



現在の上高地周辺の状況

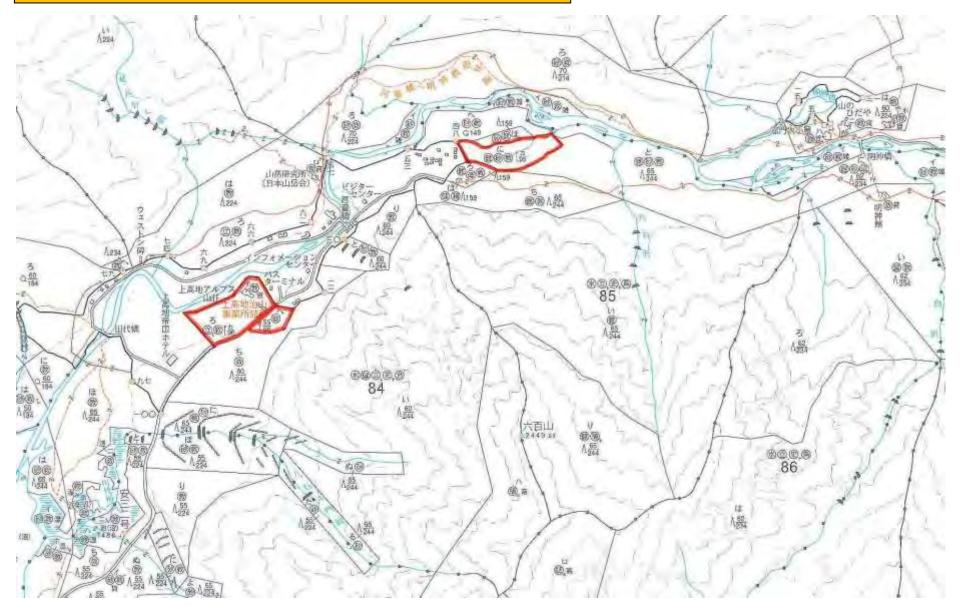


上高地における伐採箇所の推定(現在の森林の構成から推定)



上高地における伐採箇所の推定(現在の森林の構成から推定)

林齢が150年生以下のカラマツ主体の森林(上高地国有林)



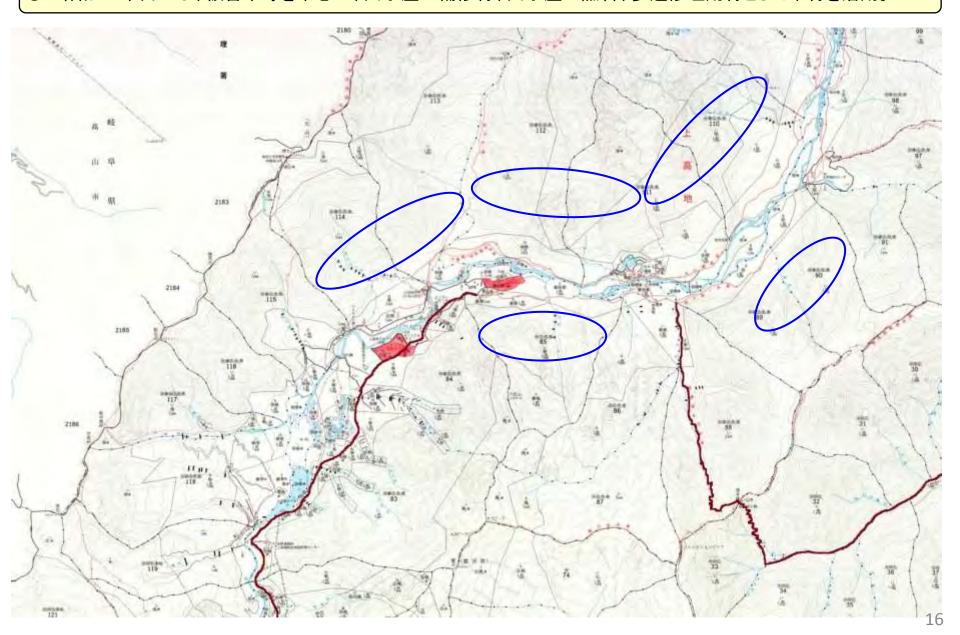
上高地における伐採箇所の推定(現在の森林の構成から推定)

林齢が150年生以下のカラマツ主体の森林(周辺の国有林を含め)



上高地における木材の利用

〇 昭和50年代には、被害木等を中心に、山小屋の補修材、山小屋の燃料、歩道修理用材として木材を活用。

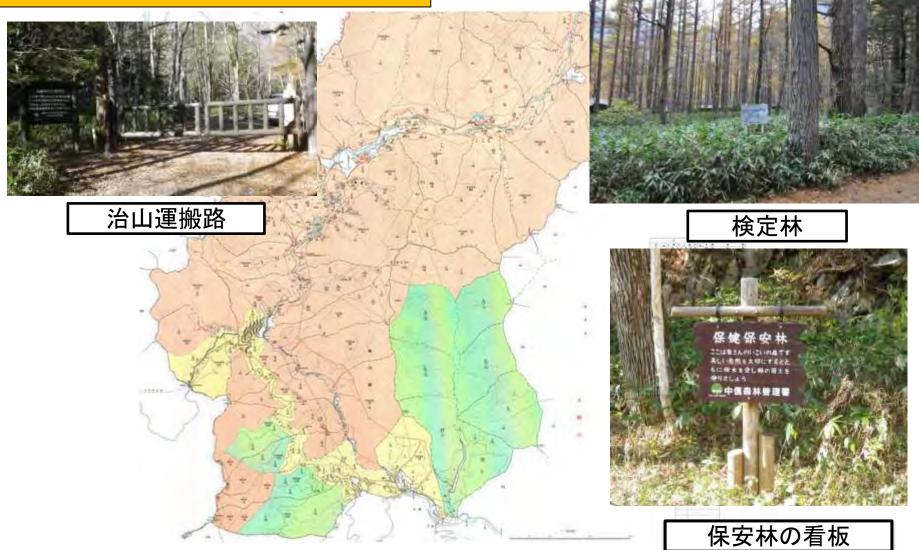


上高地・島々谷・梓川筋国有林 (山小屋資材及び遊歩道資材) 沿革簿履歴より

国有林名称	林班	小班名	林種細分	林種	樹種名称	林齢	林地面積	年度	伐採•更新記録
	22	い	天然生林	天然生林	ヒノキ他	206	16.72	S56	歩道修理用材
	28	ろ	天然生林	天然生林	モミ他	206	141.53	S53~58	山小屋燃材、遊歩道修理用
	30	い	天然生林	天然生林	モミ他	216	128.09	S56	歩道修理用材
	31	い	天然生林	天然生林	モミ他	206	151.05	S56	歩道修理用材
	32	い	天然生林	天然生林	モミ他	216	157.08	S54~56	山小屋燃材、歩道修理用材
白石公	33	い	天然生林	天然生林	モミ他	216	103.67	S56	歩道修理用材
島々谷	34	い	天然生林	天然生林	モミ他	216	112.89	S56	歩道修理用材
	36	い	天然生林	天然生林	モミ他	196	94.82	S56	歩道修理用材
	38	い	育成天然林	育成複層林	カラマツ	88	3.72	S56	歩道修理用材
	39	い	天然生林	天然生林	サワラ他	206	7.75	S56	歩道修理用材
	40	い	天然生林	天然生林	サワラ他	206	4.26	S56	歩道修理用材
	41	い	天然生林	天然生林	サワラ他	206	24.24	S56	歩道修理用材
梓川筋	80	い	天然生林	天然生林	アオトド	246	225.57	S59	被害木処理(薪材)
	85	い	天然生林	天然生林	カラマツ	246	123.27	S52	山小屋補修材
	85	٢	天然生林	天然生林	カラマツ	246	30.27	S52	山小屋補修材
	85	ち	天然生林	天然生林	カラマツ	246	13.70	S52	山小屋補修材
	85	Ŋ	天然生林	天然生林	カラマツ	246	41.37	S52	山小屋補修材
	89	い	天然生林	天然生林	カラマツ	226	113.59	S58	山小屋燃材
	90	い	天然生林	天然生林	カラマツ	221	139.08	S60	歩道修理用材
	97	い	天然生林	天然生林	シラベ	226	86.00	S56	山小屋燃材(被害木)
	98	い	天然生林	天然生林	カラマツ	236	122.36	S47~58	山小屋燃材
	100	い	天然生林	天然生林	アオトド	226	130.88	S58	横尾避難小屋(薪)
	100	ほ	天然生林	天然生林	アオトド	226	134.05	S58	横尾避難小屋(薪)
上高地	105	い	天然生林	天然生林	アオトド	206	188.52	S56~59	山小屋燃材
上同地	109	い	天然生林	天然生林	カラマツ	206	152.44	S59~60	被害木(山小屋燃材)
	109	は	天然生林	天然生林	カラマツ	206	66.41	S59~60	被害木(山小屋燃材)
	110	い	天然生林	天然生林	カラマツ	226	85.53	S52~62	山小屋燃材、砂防工事支障木
	110	ろ	天然生林	天然生林	その他し	131	9.32	S58	山小屋燃材
	111	い	天然生林	天然生林	カラマツ	226	108.29	S54	山小屋燃材
	112	い	天然生林	天然生林	カラマツ	216	187.90	S57~59	山小屋燃材
	113	い	天然生林	天然生林	カラマツ	226	248.82	S53~59	山小屋修理材
	113	は	天然生林	天然生林	カラマツ	226	4.68	S53~59	山小屋修理材
	114	い	天然生林	天然生林	カラマツ	226	170.99	S58	山小屋燃材
	115	い	天然生林	天然生林	サワラ他	186	149.32	S59	山小屋修理用材 17
	115	ろ	天然生林	天然生林	カラマツ	186	34.72	S53	山小屋修理用材

上高地の国有林の管理について

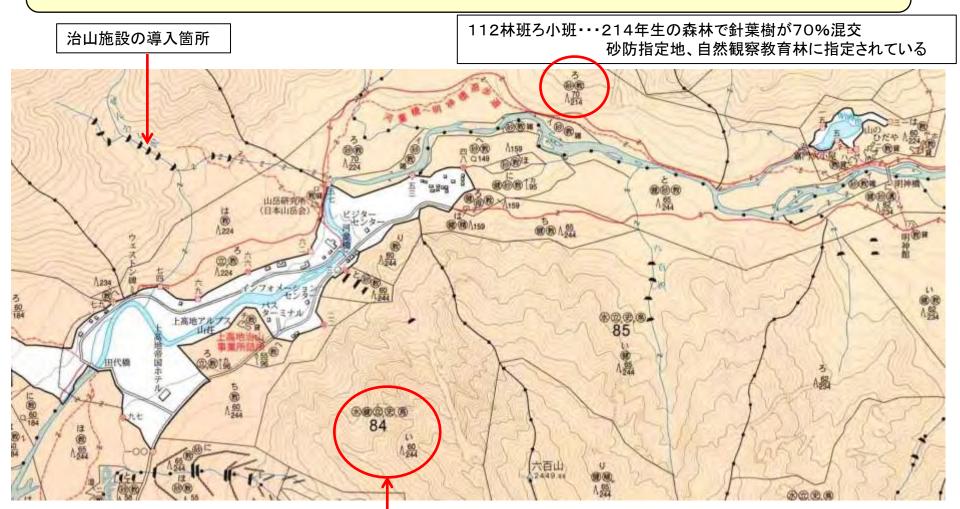
上高地の国有林の管理(広い範囲での取扱い)



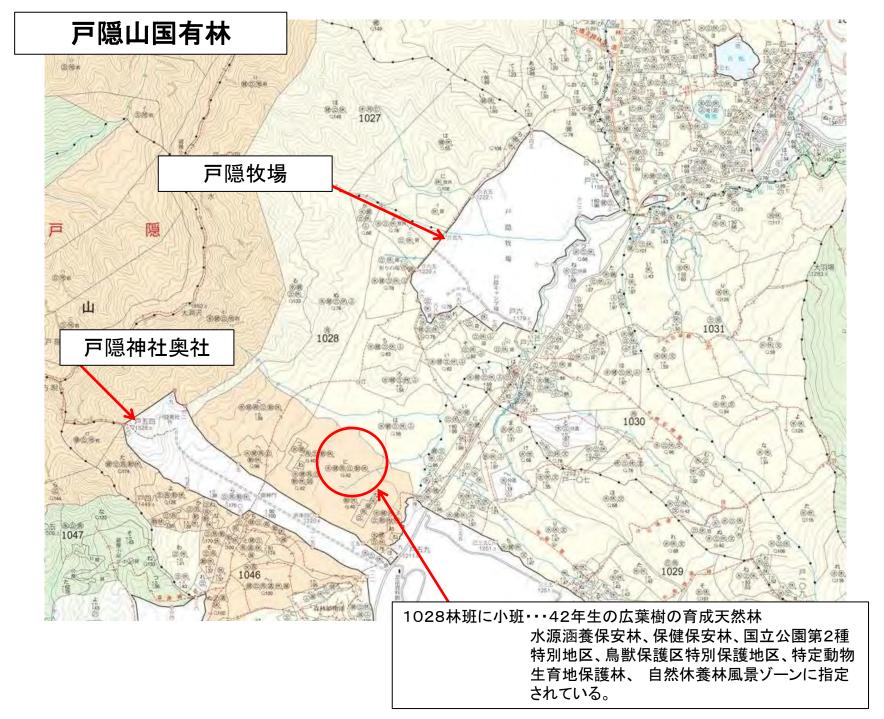
- 自然維持タイプ・・・・現況の森林を維持することを目的とし、原則として自然の推移に委ねる管理を実施。
- 山地災害防止タイプ・・・山地災害防止機能の発揮を第一として、針広混交林などへの誘導を実施。
- □ 森林空間利用タイプ・・・レクリエーション機能等の発揮を第一として、優れた自然美の構成など利用形態に応じた造成等を実施。

上高地の国有林の管理(林分の範囲での取扱い)

○ 業務に使うための図面や森林調査簿に林齢や樹種、国立公園、保安林などの法令制限、山小屋などの貸付地等の情報を網羅し、緻密に管理。



84林班い小班・・・244年生の森林で針葉樹が60%混交 水源涵養保安林、保健保安林、国立公園第1種 特別保護地区、特別史跡名勝天然記念物、 鳥獣保護区に指定されている



上高地の国有林における今後の取組

- 〇 国有林野事業はこれまで特別会計により事業を実施してきたが、今年4月から全 てを一般会計から支出する体制となる。
- このため、国有林等の公益重視の管理経営の一層の推進、森林・林業の再生へ の貢献が一層求められる。

渓畔林の取扱いの明確化

- 〇 渓畔周辺は、風致の維持、野生生物の生息・生育場所の提供、趣旨や栄養分の供給等の場として、公益的機能の発揮上重要な役割を担っている。
- 〇 このため、今後の渓畔周辺の取扱いの指針を定め、本来成立すべき植生の連続性 を確保できるような取扱いを実施。

上高地地区 貸付等 集計表

用途	件数	面 積(m2)
電気事業用地	5	236,503
公衆の福祉・厚生の施設	5	54,821
建物敷他	2	1,761
道路、ダム敷他	3	273,469
水道施設	8	6,748
旅館建物	19	34,452
その他	26	296,302
計	68	904,056

- ※ 件数は、契約者、用途別に集約した件数である。
- ※ 集計は釜トンネルから上流、山頂まで。
- ※ 電気事業用地は霞沢発電所敷を含む。
- ※ その他は砂防事業用地など。

治山事業 支流域/単位流域別実績表(上高地地区)

中信森林管理署

区分		渓間工			山腹工	治山運搬路				
支流域	単位流域	数量/金額	治山ダム(基)	護岸工 (箇所)	その他 (箇所)	山腹工 (ha)	新設 (m)	改良等	合計	備考
上高地	長塀	数量	1	7	6	0.14				施工時期
		金額(千円)		62,866		48, 615			111, 481	S31∼H20
	益 汨	数量	4	7	1	0. 45				
	徳沢	金額(千円)		94, 066		139, 377			233, 443	\$37∼H22
	白沢	数量	36	20	1					
		金額(千円)		558, 777		44, 235			603, 012	\$38∼H22
	六百	数量	9	5	1	1. 48				
		金額(千円)		127, 345		87, 244			214, 589	\$23~H15
上高均	也計	数量	50	39	9	2. 07				
十回,	U Al	金額(千円)		843, 054		319, 471			1, 162, 525	
	焼岳	数量	18	8	2					
		金額(千円)		364, 355			35,	753	400, 108	\$53∼H24
大正池	西徳	数量	12	6	4	1. 05	8, 190			
		金額(千円)		279, 610		175, 697	71,	549	526, 856	\$25∼H20
	又白	数量	13	11	1		1,000			
		金額(千円)		367, 596			54,	064	421, 660	S53∼H18
大正池 計		数量	43	25	7	1. 05	9, 190			
		金額(千円)		1, 011, 561		175, 697	161,	366	1, 348, 624	23

地すべり防止工事 坂巻地区

〇 国道158号線の対岸にある崩壊斜面で、平成23年9月に比較的大きな崩落が発生した。崩壊地上部には拡大亀裂が発見されたことから、地質調査等を行ったところ、地すべりであることが判明した。今後の融雪や集中豪雨により地すべりが活発化した場合、直下の国道への被害や梓川の閉塞による下流への土石流被害が懸念されることから地すべり防止事業に着手した。

主な事業内容: 集水井(10基) 水路工(727m) 山腹工(4.37ha)

総事業費 : 1,994 百万円





24

ケショウヤナギの保護

- 希少種であるケショウヤナギは上高地の特徴の一つであるが、氾濫原に更新しや すいこと、川幅の広い箇所に様々な林齢の群落が分布していること等を踏まえ、保 護林の指定区域を拡大(新たな保護林を設定)。
- 今後は、原則として、人手を加えずに自然の推移に委ねた保護管理を実施。また、 砂礫地に更新・生育するケショウヤナギの特性を踏まえ、必要に応じて区域の見直 しを検討。



上高地ケショウヤナギ植物群落保護林概要

1 名 称

上高地ケショウヤナギ植物群落保護林

2 所在市町村

長野県松本市

3 国有林名

上高地国有林

4 設定目的

国内では北海道のほか、長野県上高地周辺の限られた地域にのみ分布する希少なケショウヤナギ の群落及 びケショウヤナギの更新可能な氾濫原となる砂礫地を保護する。

5 管理署及び面積

中信森林管理署 42.47 ha

6 林 小 班

上高地国有林 89に、90イ、90は、110口、110ろ林小班

7 設定年月日

平成24年4月1日

8 地況及び保護対象等

梓川本流の中でも最も川幅が広い明神橋~徳沢間に位置する。ケショウヤナギの稚 樹や群落が生育する砂礫地 (今後ケショウヤナギの更新が期待できる氾濫原を含む)と、ケショウヤナギの大木が生育し、ウラジロモミ、ハルニ レ等が混交する天然林となっている。

9 法令等指定状况

水源かん養保安林、保健保安林、中部山岳国立公園特別保護地区、特別史跡名勝天然記念物、 鳥獣保護区特別保護地区、砂防指定地

10取扱方針

原則として、人手を加えず自然の推移に委ねた保護管理を行う。

11その他:

ケショウヤナギは砂礫地に更新・生育するため、群落の成立・消失についても変動が激しいことを踏まえ、必要に応じて区域を見直しを行うこととする。

北アルプスにおけるニホンジカの動向

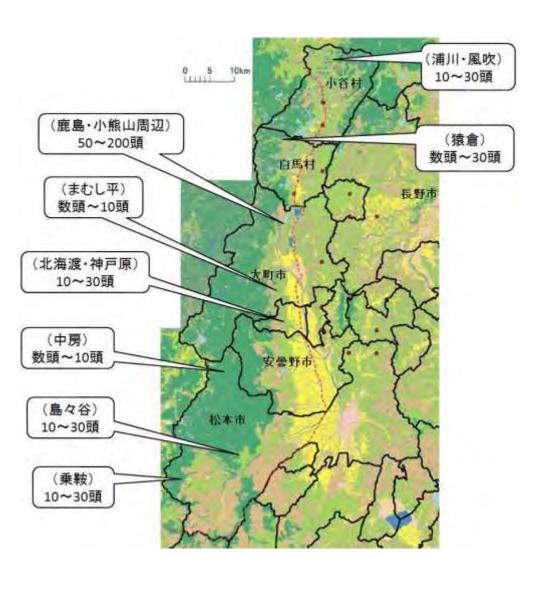
- 長野県内では、南アルプスや八ヶ岳周辺などを中心に二ホンジカによる森林植生への被害が甚大となっている。中部森林管理局では、昨年度北アルプス山麓におけるニホンジカの生息状況調査を実施。
- 生息地点は、山岳部を除く北アルプス山麓全域に及んでいることが確認された。 乗鞍周辺にもニホンジカが生息している模様。
- 今後とも、関係者と情報を共有しながら、動向を注視。



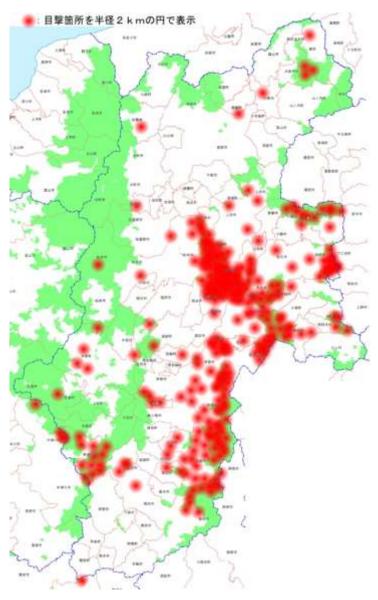
ヒノキの皮剥(松川村 北海渡)



ライトセンサス調査(大町市 鹿島)



北アルプス(長野県側)ニホンジカ生息状況:H23調査



職員アンケートによるニホンジカ目撃情報: H24.10調査

ニホンジカ被害対策の実施

- 中部森林管理局では、南アルプスや八ヶ岳周辺を中心に、地域の方々と連携し、 ニホンジカによる森林植生への被害対策や個体数調整を実施。
- 効率的で効果的な個体数調整の方法の確立を目指した取組を行っているところ。



■高山植生が食害を受け、植生が嗜好性の薄い植物に単純化



南アルプス 聖岳・薊畑の様子



南アルプス 馬ノ背



八ヶ岳 台座ノ頭

ニホンジカ被害対策の実施

- 中部森林管理局では、南アルプスや八ヶ岳周辺を中心に、地域の方々と連携し、 ニホンジカによる森林植生への被害対策や個体数調整を実施。
- 効率的で効果的な個体数調整の方法の確立を目指した取組を行っているところ。



くくりワナの設置



霧ヶ峰近辺での囲いワナの設置

植生復元活動の実施

○ 富山県、長野県、岐阜県の県境に当たる雲ノ平において、富山森林管理署、東京 農業大学、山小屋が連携した植生復元活動を実施。

関係者の役割分担



施工前

施工後

木材需給の新動向と林業による地域再生





海外からの日本に来る視察者の最初の感想は、「飛行機の窓からみる風景は緑だらけで本当に緑の列島である」「日本のどの地方にいっても水田の緑と周りの木の緑で一杯である」と言う。「その上で、それなのに何故、海外からこんなに木材を輸入しているのか?自国の緑を温存するためか?」と聞かれる。また、喫茶店では、すぐにコップに水が出てくる。しかし、海外から来た人は飲まない。水は料金がかかると思っている。飲める水を夕ダで出す国はない。日本には水というメニューはお品書きには無い。それだけ、緑の森林に育まれた水の豊かな国は無いのである。現代日本人にとって、水と空気と緑は夕ダだと感じている。

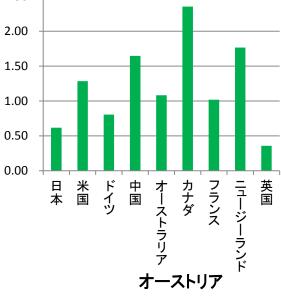
しかしながら、古くからそうだったのだろうか。古い日本の浮世絵や絵図にはハゲ山が多く描かれている。京都の都では燃料用に松の根すら掘るのも禁止した程である。自国の資材が無い時代、建築をはじめ日用品からエネルギーに至まで、主たる資材は木材だったのである。現存する城や社寺仏閣をみても木造だが、その材料は木のみである。現存しない城や社寺仏閣に使われたその量は大変な量である。当局も関わっているものとして今年は式年遷宮があったし、名古屋城の本丸御殿の復元も行われているが、その材料を供給している木曽地域であっても、戦国時代には「尽山」となり、宝永5年(1,708年)には、後に「木一本首一本」と言われるヒノキ、サワラ、コウヤマキ等の留木が行われることになっている。島崎藤村の「夜明け前」もここから始まっている。

第2次世界大戦の後も、山が荒廃し災害が頻発しており、全国植樹祭の始まりもここにある。「国破れて山河あり」とよく言うが、「国破れて(緑豊かな)山河なし」だったのである。その後の国民一体となった植林活動や治山事業によって、現在の緑の列島は完成し、しばらく日本の歴史上になかった緑豊かな山の姿になっている。 鈴木信哉「木の文化の国 日本と薪炭産業」((株)建設物価サービス 月刊会計検査資料 2013年11月号)

日本人は木を使っているか

- ・主要国の中で日本の木材消費量は少ない。
- ・特に、我が国の薪炭材利用割合は他国と比較して低い。

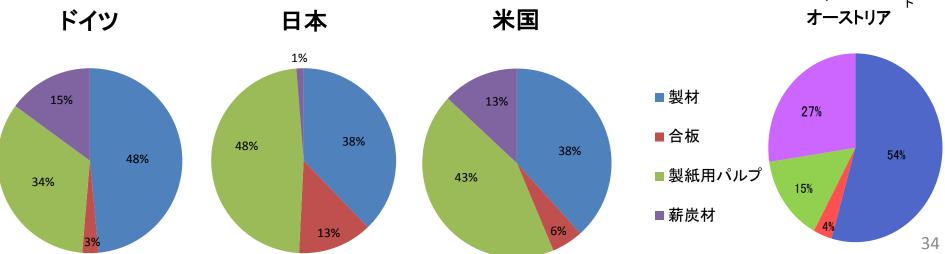
	製材	合板	製紙用 パルプ	薪炭材	合計	人口	一人当たりの 木材消費量
	(千 ㎡)	(千㎡)	(千㎡)	(千㎡)	(千㎡)	(千人)	(m³)
日本	29,840	10,269	37,856	1,005	78,970	127,953	0.62
米国	148,961	20,921	168,356	50,570	388,808	302,841	1.28
ドイツ	32,207	1,875	22,420	9,907	66,408	82,640	0.80
中国	63,672	48,620	99,553	1,974,138	2,185,983	1,328,474	1.65
オーストラリア	8,578	637	5,059	7,920	22,195	20,530	1.08
カナダ	30,531	5,665	37,407	3,027	76,631	32,576	2.35
フランス	20,041	1,035	11,775	29,563	62,415	61,329	1.02
ニュージーランド	4,080	579	2,597	48	7,304	4,139	1.76
英国	13,424	2,316	4,897	1,020	21,657	60,512	0.36



〇 一人当たり木材消費量

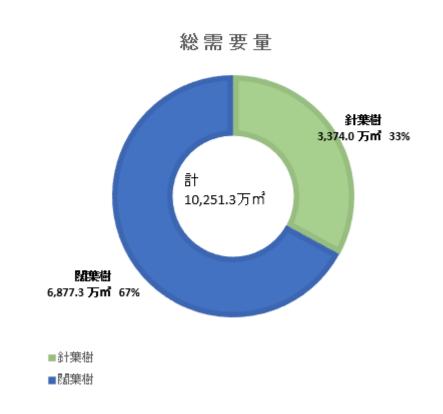
(m³) 2.50

資料:FAO、木材需給表

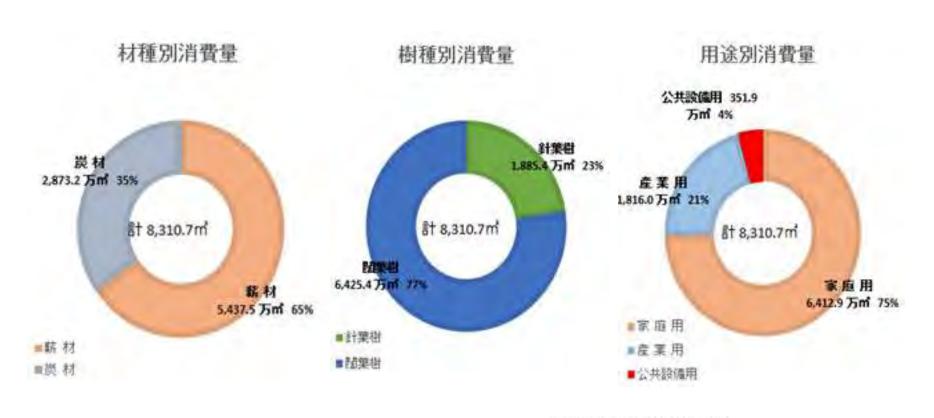


第三 総需要量

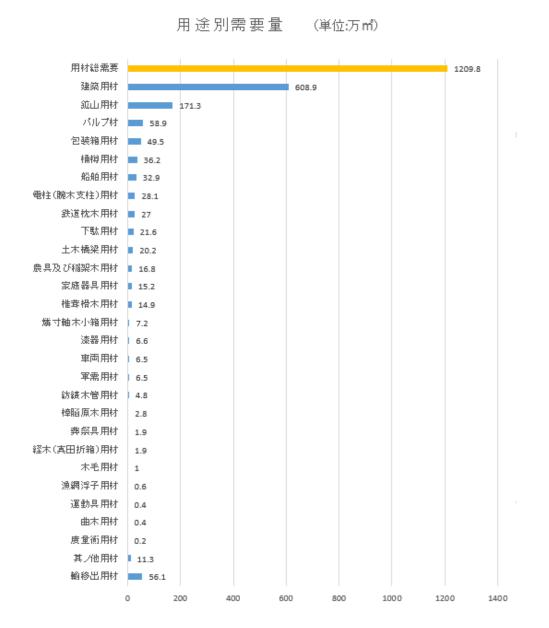
燃材+用材=総需要量



燃 材 (薪炭材)総消費量



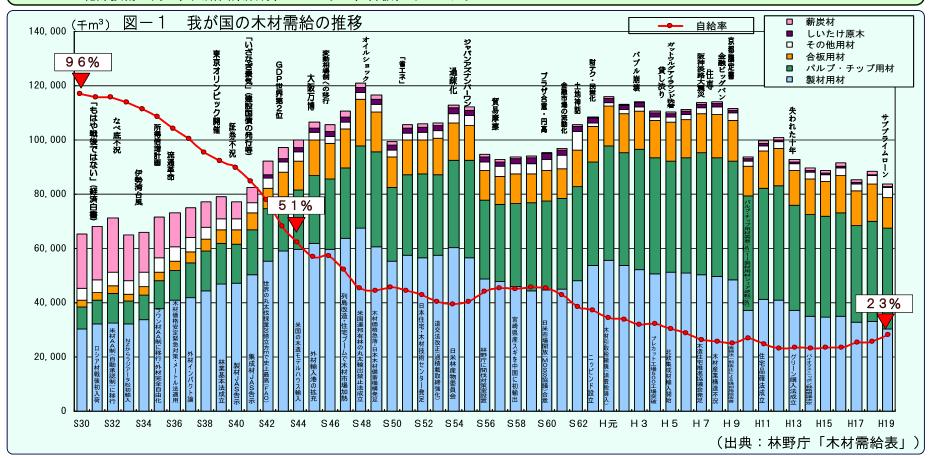
※立木利用材積による



木材需給の変遷

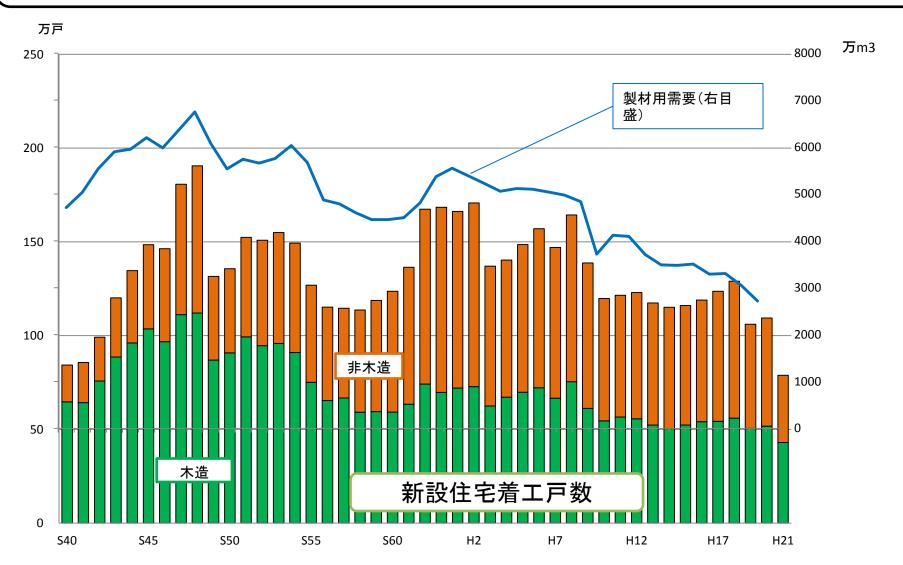
木材需給の変遷

- 戦後の経済成長に伴い、昭和40年代後半まで製材用材を中心に堅調に推移、一方で生活様式の変化により薪炭材が減少 → 日常生活のあらゆる場面で、「あたりまえに」木が使われていた時代(住居、薪炭材、電柱、枕木、日用品等)
- 逼迫する木材需給に呼応して外材輸入が増加、昭和48年にピークを迎え、オイルショックを機に漸減傾向
 - → 港湾製材工場の大型化、外材荷受け、木材備蓄、製材JAS等)
- 昭和60年代には住宅需要の増加により1億m3を堅持、バブル崩壊後低迷、近年「環境」面からの需要でやや回復
 - → 乾燥技術の向上、大断面集成材、プレカット、合板、そしてチップ・・・



住宅建設に依存する木材産業 (用材需要量と新設住宅着工戸数の推移)

- 製材用材の需要は新設住宅着工戸数の動向に大きく影響されている。
 - → 製材用材の大半は建築用途向けで、平成以降の新設住宅着エ戸数の減少に伴い、製材用材の木材需要量も減少傾向
- 新設住宅着エ戸に占める木造住宅の割合は約5割

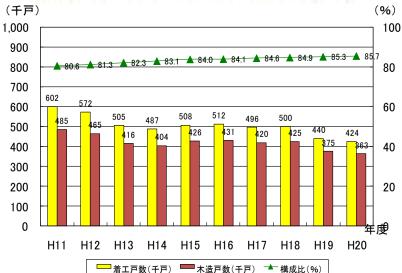


木造住宅の現状

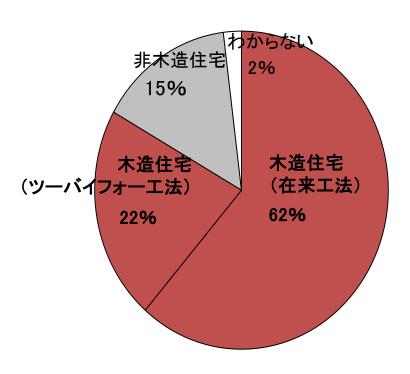
- 新設住宅着工の約5割が木造。戸建てでは、8割以上が木造。
- ○8割の国民が木造住宅を選好。

■ 最近10年間の住宅着エ戸数(上総数、下戸建)





■どのような住宅を選びたいか

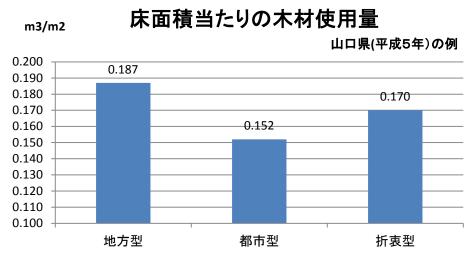


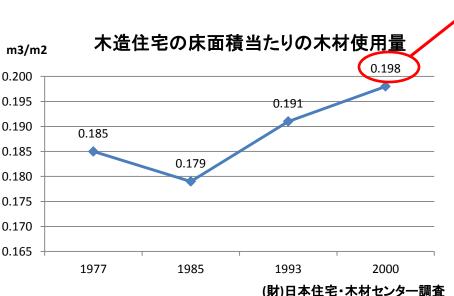
資料:森林と生活に関する世論調査(H19内閣府)

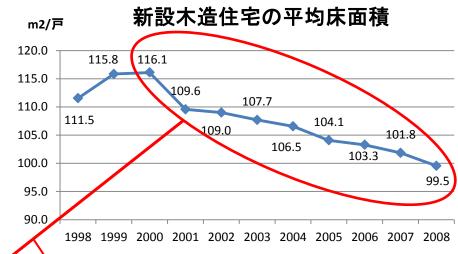
資料:住宅着工統計(国土交通省)

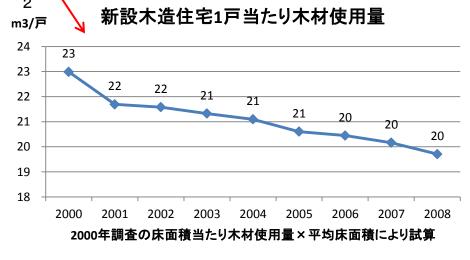
住宅における木材使用の推移

- ・地方型の住宅に比べ都市型住宅の木材使用量は少ない。
- ・新設木造住宅の平均床面積は、減少傾向で推移。木造住宅1戸当たりの木材使用量も減少。









公共建築物における不燃化等の動き

○都市建築物の不燃化の促進に関する決議(衆議院:昭和25年4月)

我が国は、年々火災のためにばく大な富を喪失しているが、これは、我が国の建築物がほとんど木造であって、 火災に対して全く耐抗力を有していないことに起因する(中略)

記 三 新たに建設する官公衛等は、原則として不燃構造とすること

○木材資源利用合理化方策(抄)(昭和30年1月21日 閣議決定)

一、方針

我国における森林の過伐傾向は甚だしく、国土の保全を危殆に瀕せしめるのみならず、木材資源の枯渇を招来することは明らかであり、速やかにこれが対策を樹立しなければならない。(中略)木材資源の開発保全を図ると共に、重要産業及び民生安定に対する資材を確保するため、その利用合理化に関し、次の措置を協力に推進するものとする。

二、措置

- 第一 木材代替資源の使用普及の促進
- (1)建築不燃化の促進
- イ、耐火建築の普及奨励を推進し、国及び地方公共団体は率先垂範すると共に、その建築費用の低下を図るため 構造部材の規格化と設計の標準化を推進すること。
- ロ、防火地域の拡大及び防火建築帯造成の促進に努めると共に、<u>用途規模により建築物の木造禁止の範囲を拡大すること。</u>

〇耐火建築物の木造化について(建築基準法関連告示の改正)

平成5年5月以前

・・・簡易耐火建築物について、木造による建築は不可。

平成5年6月以降

・・・準耐火建築物の技術基準を設け、木造(集成材、単板積層集成材 (LVL))でも建築が可能とする

平成12年以降

・・・準耐火建築物の技術基準に一般製材を追加し、一般製材品による建築を可能とする。